

白井市放射能汚染対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響で、市民は放射線や放射性物質による生活環境や健康への影響に関する不安が高まったことにより、市では市民の安心・安全を確保することを目的に白井市放射能汚染対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の任務を行う。

- (1) 放射線対策に関する市の施策について意見等を述べる
- (2) その他特に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の者をもって組織し、市長が委嘱する。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 市自治連合会代表 | 1名 |
| (2) 市PTA連絡協議会代表 | 1名 |
| (3) 市小中学校校長会 | 1名 |
| (4) 市立保育園保護者代表 | 1名 |
| (5) 私立保育園の保護者会代表 | 1名 |
| (6) 私立幼稚園の保護者会代表 | 1名 |
| (7) 私立幼稚園運営者代表 | 1名 |
| (8) 農業関係者の代表 | 1名 |
| (9) 公募市民 | 4名 |

2 協議会に、顧問を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を取りまとめ、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため,事務局を市環境建設部環境課放射線対策室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めがない必要な事項は,会長が協議会に諮って別に定める。

(附則)

1 この要綱は,平成23年11月1日から施行する。

(附則)

2 この要綱は,平成23年12月8日から施行する。

戸建て住宅等除染事業申込・実施状況

	申込み件数				詳細測定実施件数				除染実施件数				備考
	戸建	集合	事業所	計	戸建	集合	事業所	計	戸建	集合	事業所	計	
平成24年度	529	15	3	547	530	15	3	548	228	11	2	241	
平成25年度	11	1	0	12	11	1	0	12	1	1	0	2	進行中：集合住宅除染1件 課題：集合住宅浸透舗装では除染効果が薄い
合計	540	16	3	559	541	16	3	560	229	12	2	243	